

該当箇所	ご意見	回 答
P72 No.18 関係団体との連携	<p>18 頁に身体障害者相談員が標記されています。</p> <p>◎身体障害者相談員兼障がい者差別解消地域相談員の位置付けを明記して下さい。</p> <p>事業・活動文書中で例草案「(前略)地域相談役である民生委員、児童委員、<u>身体障害者相談員兼障がい者差別解消地域相談員</u>、各地区ささえあい連絡会など、」</p> <p>○<u>広域相談も地域に密接した相談も大切な中、個人情報保護法により本来の障害相談をさせて頂けない状況下では上記の皆さんとの連携が欠かせません。</u></p>	<p>この地域福祉の項目では障がい福祉、高齢福祉及び児童福祉など分野を横断して対応している地域福祉を推進する団体・機関として社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各地区ささえあい連絡会を記載しております。</p> <p>なお、身体障害者相談員及び知的障害者相談員については次の回答のとおり P88 No.75 相談窓口の充実において明記します。</p> <p>※ 障がい者差別解消地域相談員については平成29年度より廃止され、代わりに身体・知的障害者相談員が各機関へのつなぎ役となる予定です。</p>
P88 No.76 障害者相談支援事業の充実	<p>◎身体障害者相談員兼障がい者差別解消地域相談員の位置付けを明記して下さい。</p> <p>事業・活動文書中で例草案「障がいのある人などからの相談に<u>身体障害者相談員兼障がい者差別解消地域相談員が</u>応じ」</p> <p>○No.75 施策：相談窓口の充実で：役場窓口と共に身体障害者相談員兼障がい者差別解消地域相談員も関わる事ですよ。只、事業・活動の文書中の「<u>相談に応じ</u>」に大きく含まれているとの事なのかな。</p> <p>そうであっても明記してもらいたいです。</p>	<p>No.76 に掲げる障害者相談支援事業については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に規定されている地域生活支援事業のうち市町村が実施する必須事業である「市町村相談支援事業」として記載しており、身体障害者相談員及び知的障害者相談員が行う相談とは異なるものです。しかし、身体障害者相談員及び知的障害者相談員は地域住民の身近な相談窓口として重要な役割がある事から、P88 No.75 相談窓口の充実において、次のとおりを追加します。</p> <p>「役場窓口において・・・(以下省略)・・・支援を行います。</p> <p>役場窓口での相談が困難な場合は、</p>

		<p>地域の身近な相談役である身体障害者相談員及び知的障害者相談員と協力し相談・情報提供を行います。」</p> <p>※ 障がい者差別解消地域相談員については平成29年度より廃止され、代わりに身体・知的障害者相談員が各機関へのつなぎ役となる予定です。</p>
--	--	---